

湖北地域消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月5日

湖北地域消防組合管理者 平尾道雄

湖北地域消防組合規則第5号

湖北地域消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

湖北地域消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成18年湖北地域消防組合規則第20号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を「場合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。